

監査委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、当会社の監査委員会の権限、構成及び運営等について定めたものである。

(権限)

第2条 監査委員会は、次に掲げる権限を有する。

- (1) 取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告書の作成
- (2) 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定

(構成)

- 第3条
- 1 監査委員会は、取締役会決議により定められた3名以上の取締役（以下、「委員」という。）で構成する。但し、その過半数は、社外取締役でなければならない。
 - 2 監査委員は、当会社又は子会社の執行役若しくは業務執行取締役若しくは支配人その他の使用人を兼ねることはできない。
 - 3 監査委員会の委員長（以下、「委員長」という。）は、取締役会の決議により選定する。

(開催)

第4条 監査委員会は毎四半期に1回以上開催する。

(招集)

第5条 監査委員会の招集は、委員長が行う。但し、他の委員は、必要と認めるときはいつでも監査委員会を招集することができる。

(招集手続)

- 第6条
- 1 監査委員会の招集通知は、各委員に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮し、または口頭によって招集することができる。
 - 2 前項の通知は、委員全員の同意があるときは、これを省略することができる。

(議長)

第7条 監査委員会の議長は、委員長がこれを務める。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠席のときは、他の委員の協議により、これを定める

(決議の方法)

第8条 1 監査委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって、これを行なう。
2 前項の決議につき特別の利害関係を有する監査委員は、議決に加わることができない。

(決議事項)

第9条 監査委員会は、次の事項を協議の上、決定する。
(1) 監査の方針、方法及び実施計画
(2) 監査業務の分担
(3) 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容
(4) 職務執行状況を取締役会に報告する監査委員の選定
(5) 当会社と取締役・執行役間の訴訟について会社を代表する監査委員の選定（監査委員が訴えの当事者である場合を除く）
(6) 監査報告書の内容
(7) その他監査委員会の職務執行に関する事項

(監査委員以外の者の出席)

第10条 1 監査委員会は、必要に応じて、委員以外の者を出席させて、その報告または意見を聞くことができる。
2 取締役、執行役又は使用人は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席して、監査委員会の求める事項について説明をしなければならない。

(監査の方法)

第11条 1 監査委員会は、次の事項を行う監査委員を選定し、監査委員は次の各事項を適切に処理する。
(1) 取締役、執行役及び支配人その他の使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求めること
(2) 当会社の業務及び財産の状況を調査すること
2 監査委員会は、監査委員を選定して、監査委員会の職務を執行するために必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。ただし、子会社が正当な理由に基づき、

報告又は調査を拒否したときはこの限りではない。

- 3 前二項に規定する監査委員は、当該各項の報告の徴収又は調査に対する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

(取締役会への報告)

第12条 監査委員会が選定する委員は、監査委員会の職務の執行状況を遅滞なく取締役会に報告しなければならない。

(監査委員会への報告)

- 第13条
- 1 監査委員は、実施した監査の方法、経過及び結果について監査委員会に報告する。また、監査委員が、取締役又は執行役から重要な報告又は意見を受けたときは委員会に報告する。
 - 2 取締役、執行役その他の者が、監査委員会に報告するべきとされた事項を、委員の全員に対して通知したときは、当該事項を監査委員会において報告することを要しない。

(取締役又は執行役の違法行為等を発見した場合の各監査委員の対応)

- 第14条
- 1 各監査委員は、取締役又は執行役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実がある場合と認めるときは、遅滞なく、取締役会にその旨を報告しなければならない。
 - 2 各監査委員は、取締役又は執行役が当会社の目的範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって会社に著しい損害の生ずるおそれがあるときは、当該取締役または執行役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(会社と取締役又は執行役との訴訟)

第15条 次の場合、監査委員が当会社を代表する。ただし、当該責任追及訴訟の相手方となる監査委員を除く。

- (1) 株主から取締役又は執行役に対する責任追及訴訟の提起の請求を受ける場合
- (2) 上記責任追及をする旨の訴えに関する訴訟告知を受ける場合
- (3) 上記責任追及訴訟で株主が和解をする際に、裁判所が当会社に通知、催告をする場合

(計算書類の受領)

第16条 監査委員会は、取締役の指定した執行役から計算書類（連結計算書類を含む）及び附属明細書を、会計監査人から監査報告書（連結計算書類を含む）を受領する。

(監査報告書)

第17条 監査委員会は、会計監査人から監査報告書受領後1週間以内に、監査報告書を作成の上、これを取締役会の指定した執行役に提出するとともに、その謄本を会計監査人に交付する。

(議事録)

- 第18条
- 1 監査委員会の議事については、法令に定めるところに従い、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した監査委員はこれに署名または記名押印しなければならない。
 - 2 監査委員以外の取締役も、監査委員会の議事録の閲覧または謄写をすることができる。
 - 3 監査委員会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(監査委員会事務局)

第19条 監査委員会の事務局は監査委員会室とし、次の各事項及びそれに付随する庶務事項を行う。

- (1) 監査委員会の招集の代行
- (2) 監査委員会の議事録の作成
- (3) その他監査委員会に関する事務

(本規程の改定)

第20条 本規程の改定は、法令の範囲内で取締役会の決議によって行う。

(平成25年6月22日施行)

(平成26年10月24日改定)

(平成26年11月25日改定)

(平成29年5月24日改定)

(平成29年9月1日改定)